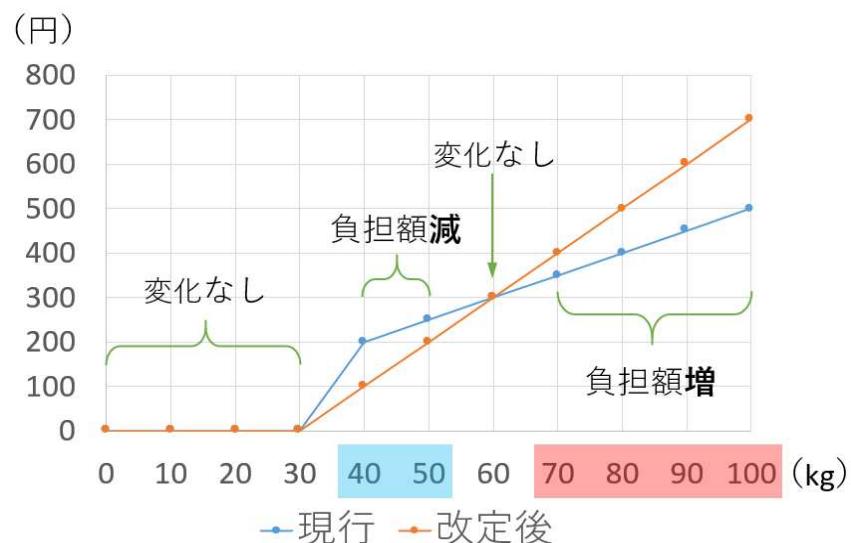


一般廃棄物処理手数料の改定について ご意見・回答一覧

No.	頁	項目等	ご意見・ご質問	回答
1	1	1 家庭系ごみ	手数料を改定することによって、何割くらいの市民の負担が増えることになりますか？	搬入量が70kg以上の場合に手数料が増えることとなり、搬入者の13%程度と考えられます。（下図のとおり）
2	2	3 せん定枝 (2) 事業系〈改定案〉	せん定枝が200円/10kgより安価になることで、近隣市の事業系せん定枝が安城市へ流入するおそれが生じませんか？	搬入する事業者に対し、依頼者（市民等）の記入した「せん定枝発生場所証明」の提出を求めており、この確認により、市外からの流入を防いでまいりたいと考えております。

【家庭系ごみ搬入手数料】



【可燃ごみの搬入量ごとの搬入台数の割合】

